

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場以外で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
その他役場以外で行う手続き相続等	遺言書	<b>【検認・開封】</b> 申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	福岡地方家庭裁判所 田川市千代町 1-5 ☎ 42-0163
	相続放棄	相続放棄の申立 相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります 相続放棄は2種類あります ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です)	
	生命保険・損害保険等	<b>【手続き】</b> 死亡保険金の請求、入院給付金の請求、名義変更等  <b>【必要なもの】</b> 保険会社・契約内容等により必要書類は異なるため、加入していた会社へお問い合わせください	加入していた生命保険会社 又は 代理店
	預貯金口座	口座解凍手続き、相続手続き ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本・相続人の戸籍謄本・相続人の印鑑証明等	各金融機関等
	株式等		証券会社等
	普通自動車	自動車税に関する こと及び名義変更等に関する こと	自動車税については右記へ
名義変更については右記へ ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。			筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場以外で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要		受付窓口
その他役場以外で行う手続き相続等	軽四輪及び二輪 (125cc超)	名義変更 又は廃車	右記へお問い合わせください ※毎年4月1日 現在の所有者 (使用者)に 課税されます。	【軽四輪】 軽自動車検査協会筑豊事務所 飯塚市仁保23番地の68 ☎ 050-3816-1753  【二輪】 筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080
	国債 (戦没者弔慰金)	【手続き】 記名変更・償還金受領  【必要なもの】 ・国債(又は証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍 書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係 が証明できる戸籍 ・印鑑		償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の 郵便局
	国税関係	相続税、所得 税、消費税等 の申告手続	右記へお問い合わせ ください	田川税務署 ☎ 44-0430 (自動音声ガイダンス)
	不動産登記関係	土地、家屋等 の移転登記	右記へお問い合わせ ください	福岡法務局田川支局 ☎ 0947-44-1426
	固定電話 (NTT 西日本)	契約承継又は解約		NTT西日本固定電話からは 局番なし116 携帯電話からは ☎ 080-0200-0116
	・固定電話(NTT以外) ・携帯電話 ・インターネット ・クレジットカード ・ケーブルテレビ ・電気、ガス料金等	名義変更又は解約の手続きが 必要です。各契約会社に連絡 し、手続きを行ってください		各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		NHKふれあいセンター ☎ 0570-077-077 午前9時～午後6時
	運転免許証	返納手続き		田川警察署 ☎ 42-0110
	パスポート			飯塚パスポートセンター (飯塚総合庁舎内) ☎ 0948-21-4981